

塩尻市私立高等学校運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立高等学校における奨学と振興を図るため、私立高等学校に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、塩尻市学校法人の助成に関する条例（昭和50年塩尻市条例第16号）及び塩尻市補助金等交付規則（昭和44年塩尻市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私立高等学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（同法第66条に規定する中等教育学校の後期課程を含む。）で、かつ、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置するものをいう。

(2) 生徒

補助金が交付となる年度の5月1日に在籍する生徒をいう。

(3) 住所

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住所をいう。

(補助金の種類及び補助対象)

第3条 補助金の種類及び補助対象は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校割運営費補助金 本市に所在する私立高等学校

(2) 生徒割運営費補助金 本市に住所を有する生徒が在学する私立高等学校

(3) 設備費補助金 本市に所在する私立高等学校

(4) 大規模施設整備費補助金 本市に所在する私立高等学校

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、学校割運営費補助金にあつては1校100万円以内、生徒割運営費補助金にあつては当該私立高等学校の総生徒のうち本市に住所を有する生徒1人につき3,900円以内を乗じて得た額、設備費補助金にあつては直接教育の用に供する設備の購入、設置又は改修に係る経費（国庫補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を控除した額とする。）の2分の1以内（ただし、1校100万円を限度とする。）、大規模施設整備費補助金にあつては当該施設整備に係る国庫補助対象経費の10分の1以内（ただし、1校2,500万

円を限度とする。)とする。

(交付申請の方法)

第5条 補助金交付申請は、当該私立高等学校長が市長に申請するものとする。

(交付申請書等)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、学校割運営費補助金にあっては私立高等学校学校割運営費補助金交付申請書(様式第1号)、生徒割運営費補助金にあっては私立高等学校生徒割運営費補助金交付申請書(様式第2号)、設備費補助金にあっては私立高等学校設備費補助金交付申請書(様式第3号)、大規模施設整備費補助金にあっては私立高等学校大規模施設整備費補助金交付申請書(様式第4号)によるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する補助事業実績報告書は、運営費補助金にあっては私立高等学校運営費補助実績報告書(様式第5号)、設備費補助金にあっては私立高等学校設備費補助実績報告書(様式第6号)、大規模施設整備費補助金にあっては私立高等学校大規模施設整備費補助実績報告書(様式第7号)によるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、昭和53年度の補助金から適用する。

(特例)

2 昭和53年度分の補助金交付申請書の提出期限は、第6第2の規定にかかわらず昭和54年1月20日とする。

附 則(昭和55年3月28日告示第19号)

この告示は、昭和55年度の補助金から適用する。

附 則(昭和56年3月30日告示第14号)

この告示は、昭和56年度の補助金から適用する。

附 則(昭和57年10月23日告示第39号)

この告示は、昭和57年度の補助金から適用する。

附 則(昭和59年3月26日告示第13号)

この告示は、昭和59年度の補助金から適用する。

附 則(昭和62年6月26日告示第35号)

この告示は、昭和62年度の補助金から適用する。

附 則(昭和63年3月30日告示第22号)

この告示は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年5月26日告示第34号）

この告示は、平成元年度の補助金から適用する。

附 則（平成2年8月31日告示第38号）

この告示は、平成2年度の補助金から適用する。

附 則（平成4年3月25日告示第9号）

この告示は、平成4年度の補助金から適用する。

附 則（平成5年3月25日告示第14号）

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日告示第30号）

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日告示第24号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月15日告示第4号）

この告示は、平成10年度の補助金から適用する。

附 則（平成12年3月24日告示第32号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日告示第31号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日告示第18号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日告示第30号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月18日告示第63号）

この告示は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成24年3月22日告示第23号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第31号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月12日告示第76号）

この告示は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（平成26年3月26日告示第29号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月10日告示第13号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月26日告示第19号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日告示第83号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づく様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後のそれぞれの告示の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則（令和4年3月25日告示第34号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の塩尻市私立高等学校運営費等補助金交付要綱の規定に基づく様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の塩尻市私立高等学校運営費等補助金交付要綱の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則（令和6年5月20日告示第84号）

この告示は、令和6年5月20日から施行し、この告示による改正後の塩尻市私立高等学校運営費等補助金交付要綱の規定は、令和6年度の補助金から適用する。

附 則（令和7年3月19日告示第28号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

私立高等学校学校割運営費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

申請者 所 在 地
学 校 の 名 称
及び学校長名

次のとおり補助金を交付されるよう申請します。

交付を受けようとする補助金の額	円
-----------------	---

○添付書類

- 1 定款
- 2 補助による事業その他の計画書及びこれに伴う収支予算書

私立高等学校生徒割運営費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

申請者 所 在 地
学校の名称
及び学校長名

次のとおり補助金を交付されるよう申請します。

5月1日現在数	生徒総数	人
	上記のうち塩尻市に住所を有する生徒数	人
交付を受けようとする補助金の額	(円× 人)	円

○ 添付書類

- 1 定款
- 2 塩尻市に住所を有する生徒名簿

私立高等学校設備費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

申請者 所 在 地

学 校 の 名 称

及び学校長名

次のとおり補助金を交付されるよう申請します。

交付を受けようとする補助金の額

円

○ 添付書類

補助による事業の計画書及びこれに伴う収支予算書

様式第4号(第6条関係)

私立高等学校大規模施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

次のとおり に伴う補助金を交付されるよう
関係書類を添えて申請します。

1 補助事業等の 目 的	
2 補助事業等の内容 及びその効果	
3 補助金の交付を必 要とする理由	
4 補助事業等実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
5 交付を受けようと する補助金等の額	円
6 添 付 書 類	(1)事業計画書 (2)収支予算書

私立高等学校運営費補助実績報告書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

申請者 所 在 地

学 校 の 名 称

及 び 学 校 長 名

年 月 日付塩尻市指令 第 号で交付を受けた補助金は、塩尻市私立高等学校運営費等補助金交付要綱の趣旨に基づいて処理しましたので報告します。

完 了 年 月 日	年 月 日
交 付 を 受 け た 金 額	円

上記の報告事項について審査しました。

年 月 日

審査担当者氏名

審査結果の意見

私立高等学校設備費補助実績報告書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

申請者 所 在 地

学 校 の 名 称

及 び 学 校 長 名

年 月 日付塩尻市指令 第 号で交付を受けた補助金は、塩尻市私立高等学校運営費等補助金交付要綱の趣旨に基づいて処理しましたので報告します。

完 了 年 月 日	年 月 日
交 付 を 受 け た 金 額	円
添 付 書 類	(1) 補助事業実績書 (2) 収支精算書

上記の報告事項について審査しました。

年 月 日

審査担当者氏名

審査結果の意見

様式第7号(第7条関係)

私立高等学校大規模施設整備費補助実績報告書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

年 月 日付塩尻市指令第 号に係る事業が完了しましたので
次のとおり報告します。

1 補助事業等の 完了年月日	
2 補助事業等の内 容及びその効果	
3 補助金等の確定 を受けたい額	
4 添付書類	(1) 補助事業実績書 (2) 収支精算書

上記報告事項について審査しましたから意見を付けて報告します。

年 月 日

審査担当者職氏名

審査結果の意見